（同規則補足第19改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第20改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第20改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

四　（略）

２　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（尾灯）

第50条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第37条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第20改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第20改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第20改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.

（同規則補足第18改訂版の規則5.6.1.及び5.6.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

三　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.、7.及び8.のうち種別２に係るものに限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、光度特性は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

四　（略）

２　番号灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第36条第３項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

（尾灯）

第50条　尾灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第37条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　（略）

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.、7.、8.及び9.に限る。）に定める基準又は別添64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号補足第19改訂版の規則7.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第50号補足第19改訂版の規則10.1.に定める基準に適合すればよいものとし、別添64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度については表１の配光表の最小光度要件の80％値、最大光度については表１の配光表の最大光度要件の120％値まであればよい。」と読み替え、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第50号の技術的な要件（同規則補足第19改訂版の規則6.4.1.、6.4.3.、6.5.1.及び6.5.3.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添64「尾灯の技術基準」の2.7.、2.8.、3.4.